

提 言

新公益法人制度における 学術団体のあり方



平成20年（2008年）5月22日

日 本 学 術 会 議

科学者委員会 学協会の機能強化方策検討等分科会

この提言は、日本学術会議 科学者委員会 学協会の公益機能強化方策検討等小分科会が原案を作成し、科学者委員会及び学協会の機能強化方策検討等分科会の審議の後、学協会の機能強化方策検討等分科会が取りまとめたものである。

科学者委員会

委員長	浅島 誠	(第二部会員)	東京大学理事 (副学長) 大学院総合文化研究科・教養学部客員教授
副委員長	辻村 みよ子	(第一部会員)	東北大学大学院法学研究科教授
幹事	鶴尾 隆	(第二部会員)	財団法人癌研究会癌化学療法センター所長
幹事	玉尾 皓平	(第三部会員)	独立行政法人理化学研究所基幹研究所所長
委員	江原 由美子	(第一部会員)	首都大学東京都市教養学部教授
委員	町野 朔	(第一部会員)	上智大学法学研究科教授
委員	山本 雅	(第二部会員)	東京大学医科学研究所教授
委員	加賀谷 淳子	(第二部会員)	日本女子体育大学客員教授
委員	小林 敏雄	(第三部会員)	財団法人日本自動車研究所副理事長・研究所長 東京大学名誉教授
委員	小舘 香椎子	(第三部会員)	日本女子大学理学部教授
委員	後藤 俊夫	(第三部会員)	中部大学副学長

学協会の機能強化方策検討等分科会

委員長	浅島 誠	(第二部会員)	東京大学理事 (副学長) 大学院総合文化研究科・教養学部客員教授
副委員長	河野 長	(第三部会員)	東京工業大学グローバルエッジ研究院特任教授
幹事	直井 優	(第一部会員)	社会システム研究所所長 大阪大学名誉教授
幹事	瀬戸 暁一	(第二部会員)	鶴見大学学長補佐、歯学部特命教授
委員	今西 祐一郎	(第一部会員)	九州大学人文科学研究院教授
委員	町野 朔	(第一部会員)	上智大学法学研究科教授
委員	加賀谷 淳子	(第二部会員)	日本女子体育大学客員教授
委員	池田 駿介	(第三部会員)	東京工業大学理工学研究科教授

委員	小林 敏雄	(第三部会員)	財団法人日本自動車研究所副理事長・研究所長 東京大学名誉教授
委員	玉尾 皓平	(第三部会員)	独立行政法人理化学研究所基幹研究所所長
委員	黒川 清	(連携会員)	政策研究大学院大学教授 内閣特別顧問

学協会の公益機能強化方策検討等小分科会

委員長	浅島 誠	(第二部会員)	東京大学理事 (副学長) 大学院総合文化研究科・教養学部客員教授
副委員長	池田 駿介	(第三部会員)	東京工業大学理工学研究科教授
幹事	小林 良彰	(第一部会員)	慶應義塾大学法学部教授
幹事	會田 勝美	(連携会員)	東京農業大学総合研究所教授
委員	翁 百合	(第一部会員)	株式会社日本総合研究所理事
委員	永井 良三	(第二部会員)	東京大学大学院医学系研究科教授
委員	岩澤 康裕	(第三部会員)	東京大学大学院理学系研究科教授
委員	柴田 徳思	(連携会員)	日本原子力研究開発研究機構 J-PARC センター特別研究員
委員	土居 丈朗	(連携会員)	慶応義塾大学経済学部准教授
委員	菱田 公一	(連携会員)	慶應義塾大学理工学部教授
委員	太田 暉人	(特任連携会員)	社団法人日本化学会常務理事
委員	河野 武司	(特任連携会員)	慶應義塾大学法学部教授
委員	長澤 寛道	(特任連携会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部教授

要旨

1 作成の背景

そもそも、学術団体は、科学や技術などに関する学術研究の進歩・発展を図ることを目的として、主としてその当該分野の専門家が集まって構成するものである。その活動によって、自主的・自律的に学術の発展に貢献し、特定の者の利益を追求せず、最終的にはこれらの活動によって社会の発展と平和及び福祉の向上に貢献することを目的としており、極めて公益性が高い。例えば、世界的に、地球温暖化、各種資源の枯渇、人口の爆発的増加、などの諸問題が生じている。一方、我が国においては、人口減少・高齢化、食料問題、などを抱えている。これらを解決するためには、科学技術のみならず、人文社会科学、生命科学など、幅広い学術分野の協働が必要であり、これらの諸問題に関する研究の推進母体の主要な一つとなっている学術団体は高い公益性を有している。

本提言は、学術団体が有する機能についての認識の現状と問題点に関してアンケート等により明らかにし、新公益法人制度下での学術団体の公益性のあり方について検討、取りまとめたものである。

2 現状及び問題点

学術団体の主要な任務は、科学者や技術者よりなる研究者によって、明らかにされたこれまで未知であった科学的成果を同業の専門家によって審査・評価し、それが公開する価値があるかどうかを見定めることである。そのためには、学術集会等において口頭発表された研究成果について討議を行い、その結果を踏まえて学術誌に投稿された論文を審査し、その後出版・公開というプロセスを経ることが世界的な標準である。このように、国際学術集会を含む学術集会の開催や学術誌の出版は学術団体の最も重要な機能であり、これらを基礎として人材育成、科学的知識の普及・啓発などの公益事業が行われる。あわせて、多くの国で既に制度化されているが、学術団体が行政と協力し、それぞれの専門分野に関する合理的・客観的な政策の立案・施行を支援することが求められている。しかし、制定された公益法人認定法の別表（第2条）には、具体的に「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」として明記されているにも拘わらず、公益認定等ガイドラインにおいては、学術団体そのものが有する公益性についての直接的認知がなされていない。

3 提言の内容

新公益法人制度における学術団体のあり方について検討した結果、以下のような提言を行う。

提言1：公益法人制度改革に関して

公益認定作業に当たっては、以下の点が考慮されるべきである。

- ・学術団体が、厳正な査読体制による選考に基づいて純粋に学術的なジャーナルを刊行し、かつ刊行後一定期間経過後に非会員からもアクセスできる措置をとる場合には、当該ジャーナル刊行事業を公益目的事業とする。
- ・学術団体が、技能や技術などで一定の水準に達している申請者に資格付与を行う際に、当該資格付与の基準を公開して当該資格付与の機会を一般に開放するために過去に出題された資格付与試験問題などを記載した書籍刊行を行う場合には、当該書籍刊行事業を公益目的事業とする。
- ・学術団体が、社会的に重大な災害や事故などが発生した場合に専門家を派遣して調査活動を行い、その原因解明や防止策などを検討・公表する場合、これらの調査活動を公益目的事業とする。
- ・学術団体が、人材育成を目的として研究会や大会、シンポジウム、セミナーなどを行い、かつ一定のセッションについて非会員にも広く開放されている場合、当該研究会等開催を公益目的事業とする。
- ・理事会とは独立に会員の互選によって選ばれた一定の社員（例えば代議員）により社員総会を構成することができるものとする。

提言 2：学術団体の機能強化について

学術団体は、連携あるいは統合を進めることにより強い学術団体群をつくり、これらが協力して国際的情報発信機能などの強化を目指すべきである。

また、行政は、個々の学術団体に対して支援するというよりも、戦略的観点からむしろ国際的情報発信機能強化策に対して支援を行うべきである。

提言 3：日本学術会議の果たすべき役割について

日本学術会議は、科学技術発展の国家的役割を担っている学術団体が健全に発展できるよう、様々な日本学術会議との協力関係や行政としても学術団体に対する支援策のあり方について検討しなければならない。

また、純粋な学術的な活動を行う学術団体については、これらの団体と協力して将来的に「学術法人」として、他の団体とは区別して法人認定を行うことができるようにするために、その具体的検討を行うべきである。

この他、日本学術会議は、公益法人認定作業に当たって、日本学術会議に登録されている日本学術会議協力学術研究団体の情報について、これらの団体の同意を得た上で提供すべきである。

なお、今後とも各学術団体におかれては、新公益法人制度に関する情報（以下のサイトから入手可能）や日本学術会議から発信する情報について注視いただきたい。

（公益認定等委員会HP <http://www.cao.go.jp/picc/index.html>）

目次

1. 学術団体（学協会）の定義	・ ・ ・ ・ ・ 1
2. 学術団体の公益的機能	・ ・ ・ ・ ・ 1
3. 学術団体の運営の特性	・ ・ ・ ・ ・ 2
4. 学術団体の改革の方向性	・ ・ ・ ・ ・ 3
5. 新しい法人制度に関する検討の必要性	・ ・ ・ ・ ・ 4
6. 海外先進国の学術団体の現状	・ ・ ・ ・ ・ 5
7. 我が国の学術団体の状況	・ ・ ・ ・ ・ 7
8. 日本学術会議の役割	・ ・ ・ ・ ・ 9
9. まとめと提言	・ ・ ・ ・ ・ 9
文献	・ ・ ・ ・ ・ 12
アンケート質問票	・ ・ ・ ・ ・ 13
アンケート質問結果から 現在の形態と将来目指す形態	・ ・ ・ ・ ・ 15
公益認定等ガイドライン案に関する意見及び回答	・ ・ ・ 16

新公益法人制度における学術団体のあり方

1. 学術団体（学協会）の定義

学術団体は、科学や技術などに関する学術研究の進歩・発展を図ることを目的として、主としてその当該分野の専門家が集まって構成するものである。その活動によって、自主的・自律的に学術の発展に貢献し、特定の者の利益を追求せず、最終的にはこれらの活動によって社会の発展と平和及び福祉の向上に貢献することを目的としている。

一般に社会では、学術団体は好きなことだけをしていると捉えられがちで、学術団体に対する理解が進んでおらず、誤解もある。しかし、殆どの学術団体は、上記の目的のために活動を行っている。日本学術会議では、日本学術会議協力学術研究団体の指定に当たって、以下のような規定を定めている。

①学術研究の向上発達を図ることを主たる目的とし、かつその目的とする分野における学術研究団体として活動しているものであること。

②研究者の自主的な集まりで、研究者自身の運営によるものであること。

③「学術研究団体」の場合は、その構成員（個人会員）の数が100人以上であること。

なお、「学術研究団体の連合体」の場合は、3つ以上の協力学術研究団体を含むものであることが要件である。また、「学術研究団体の連合体」に協力学術研究団体以外の団体が含まれている場合は、各団体が上記③以外の①、②の要件を満たしていることが求められる。

2. 学術団体の公益的機能

学術団体の主要な任務の1つは、科学者や技術者によりなる研究者によって明らかにされた、これまで未知であった科学的成果を同業の専門家によって審査・評価し、それが公開する価値があるかどうかを見定めることである。そのためには、学術集会等において口頭発表された研究成果について討議を行い、その結果を踏まえて学術誌に投稿された論文を審査し、その後出版・公開というプロセスを経ることが世界的な標準である。このように、国際学術集会を含む学術集会の開催や学術誌の出版は学術団体の最も重要な機能であり、科学技術立国を国是とする我が国にとって、正に学術団体が担う公益事業である。

また、賞などの表彰は、高い価値をもつ研究成果を認定するために必要な事業であり、このことにより情報公開が更に推進される。

これらの事業に携わる人材の育成も学術団体の主要な任務であり、多くの学術団体は学術集会、研究会、講習会などを通じて、次代を担う若手研究者の育成に力を注いでいる。

このような活動によって得られた知的成果は、一般に学術誌やインターネットによって情報公開されるが、これらは最新かつ高度な専門的内容を含むために一般の人々には理解しにくい。このことから、多くの学術団体では、学術集会において市民セッションを設け

たり、公開市民講座、出前講義、子供向けイベント、市民参加イベントなどの開催によって、成果を分かり易く説明・公開する努力を行っている。

欧米では、政策決定プロセスに学術団体が参画し、科学的な観点から助言を行っている。例えば、米国においては地球温暖化や生命倫理などについて、学術団体が助言したことにより、その対応政策の推進が決定された。我が国においても、従来のような研究者個人としての参画のみでなく、合理的・客観的な政策決定のために専門学術団体の参画が必要である。これも正に学術団体の公益機能であるが、我が国ではこの認識が低い。

最近では、世界的に、地球温暖化、各種資源の枯渇、人口の爆発的増加、などの諸問題が生じている。一方、我が国においては、人口減少・高齢化、食料問題、などを抱えている。これらを解決するためには、科学技術のみならず、人文社会科学、生命科学など、幅広い学術分野の協働が必要であり、これらの諸問題に関する研究の推進母体の主要な一つとなっている学術団体は高い公益性を有している。

3. 学術団体の運営の特性

学術の世界は実に多様であり、多くの分野が存在する。また、日進月歩の学術の世界では、伝統的な分野のみでなく新しい分野が次々と生まれてくる。学術団体は、基本的に利益追求団体ではないので、経済的・人的経営基盤が弱体である。特に、新しく生まれてくる分野では応用分野といえども関連業界がないためにその基盤は脆弱である。しかし、世界的な研究開発競争ではこの新分野も重要な分野であることが多く、我が国の学術団体は少ない支援の中で苦闘している。これらのことから、以下のような支援策が望まれる。

- ①国際的学術誌の出版は欧米の寡占状態になりつつあり、国内の学術団体が発行するよい学術誌は海外の出版社や学術団体へ移動しつつある。研究の推進には、研究開発とともに国内外への情報発信が重要であり、両者が相俟って機能を発揮する。我が国が生み出す科学的・技術的価値の情報発信母体を失うことは、科学技術立国としての国益の重大な損失である。サイエンス、ネイチャーなどと並ぶ我が国発の国際的科学雑誌の育成、JST などの公的機関による早急な世界標準以上のアーカイブ化のシステム構築や、我が国が発行する良質な学術誌のパッケージ化が望まれる。
- ②公益法人認定の申請作業及び公益法人の運営においては、膨大な事務量が予想される。そのために、多くの学術団体は財政的基盤の弱さや人的資源の少なさから、公益事業に伴う事務処理が困難である。これらの事務を支援する組織が必要である。また、この中には事務所の貸出しなども含まれる。また、公益法人認定の申請について具体的な作業が定まっておらず、事務量削減の観点からも諸手続きのマニュアル化が望ましい。
- ③学術の発展は基本的に新たな価値を生み出し、その価値は時代とともに変遷することから、時代に即して学術団体の目的を変更する必要がある。例えば、工学系学術団体では、平成 12 年の技術士法の改正や日進月歩する新技術などの習得のために継続的

能力開発（CPD）が求められており、これが世界の技術者資格の標準となっている。このような時代の変化に応じた定款の見直しが可能となるよう制度を整える必要がある。

4. 学術団体の改革の方向性

21世紀の社会において学術団体の果たすべき役割と責任はますます重くなっている。とりわけ、地球環境問題に代表される全世界にまたがる問題の解決に向けての人材の育成は急務である。依然として増え続ける世界人口とその中で大きな比率を占める中国、インドなどが急速に経済力をつけ資源消費を増やしつつある中で、持続可能な社会を確立するためには、まったく新しい知見、革新的な技術の発掘、すなわちイノベーションのスピードをあげることが求められている。同時に、イノベーションがもたらす生命への影響や人間社会の変容についても対応すべく、人文社会・生命科学等を統合した研究の発展が強く期待される。さらに、徐々に資源の確保が難しくなる中で、資源のない我が国が、現在のように相対的に高い生活水準を維持するためには、我が国の持つ生産技術、管理技術をさらに高度化するとともに、イノベーションにおいても世界をリードしなければならない。しかるに、我が国の現状をみると、学力の低下、理科離れが指摘されるなかで、理工系の大学進学者が激減しており、また大学院博士課程進学者も定員割れを起こすなど、我が国の技術の高度化どころか、その維持さえ危ぶまれるのが現状である。本来、それぞれの分野の学術の振興に責任をもつ学術団体が、これらの問題に対し、先駆的に取り組み、世論、そして政府を動かしていかななくてはならない。

しかし、我が国の多くの学術団体は、このような社会の負託に応えるには、米国・英国を中心とする欧米諸国の学術団体と比較して一般に以下のような問題を抱えている。

- ①会員数、予算規模などで規模が小さいこと
- ②財政基盤が弱いこと
- ③職員に学会事務のプロフェッショナルが育っていないこと

これらは、お互いに無関係ではなく、多くの学術団体が独立して存在しているために、相対的に規模が小さく、また財政基盤も弱い。そのため、人件費の圧縮を余儀なくされ、高度に専門化した人材を確保することも難しい。比較的大きな学術団体でも、欧米の学術団体のようにその分野の研究者コミュニティの過半数をカバーしていることは少なく、従ってその社会的影響力もまた限定的である。

我が国では、新しい学問分野ができると、新しい学会をつくって対応するのが一般的であるが、このような仕組みは制度的に下方硬直性をもち、学術団体の数を際限なく増やしていき、結果的に科学者コミュニティにも大きな負担となりつつある。

さらに、新公益法人制度においては、社団法人、財団法人となった団体には、これまで以上の透明性、公平性、ならびにしっかりとしたセルフガバナンスが求められている。今回の法改正では、登記制の一般社団法人においても会計帳簿、事業計画書、貸借対照表などの作成と公開が求められているが、公益認定を受けた公益社団法人には、さらに事業の

公益性による明確な区分と各事業毎の収支を明確にする会計が求められており、それらは少なからぬ事務作業の負荷となることが予想されている。これに対して、これまでのように小さく分かれた学術団体が独立に対応するのはきわめて非効率である。しかしながらこのような負担を嫌って、任意団体に逃げ込むことは好ましくない。任意団体は、もとより法的に認められた団体ではなく、法の保護も、税制上の特典も期待できないからである。むしろ、学術団体間の連携を強化し、合同して対応する工夫をする必要があると考える。そして、そのような連携を単に事務の合理化にとどめず、前段で述べた、公益法人として学術団体が果たすべき多くの社会的な課題に応えられるような新しい体制を志向すべきであろう。6章で述べるごとく欧米先進国では、Division 制で学問の細分化に対応している。今回の公益法人制度改革は、我が国も学術団体のあり方について、より合理的なあり方を模索する契機と受け止められるべきである。

我が国では、連携あるいは統合を進めることにより強い学術団体群をつくり、これらが協力して学術誌出版のためのプラットフォームを準備して世界で戦える情報発信機能を強化する努力が必要である。行政は、個々の学術団体に対して支援するというよりも、戦略的観点からむしろこのような国際的情報発信機能強化策に対して支援を行うべきである。

5. 新しい法人制度に関する検討の必要性

今回の公益法人制度改革には、本来、多様化する社会ニーズに応えるためには、民間の非営利部門の活性化が不可欠であるとの認識があった。平成 16 年 11 月にまとめられた「公益法人制度改革に関する有識者会議」の報告書の序文には、「21 世紀を迎えた日本社会では、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたり、政府や市場だけでは様々な課題に十分に対応することが難しくなっている。このため、個人や企業の自由で自発的な活動に支えられた民間非営利部門が今後の社会において従来以上の役割を果たすことが期待されている。また、戦後のいわゆる福祉国家化等を背景に、政府の役割が拡大してきたが、少子高齢化が急速に進む中、厳しい財政状況に直面しており、官民の役割分担を見直し、活力あふれた民間部門と簡素で効率的な政府の実現が求められている。民間非営利部門は、公益的な財・サービスの提供の役割を積極的に政府部門と分担することを通じてその実現に寄与し得る点からも、重要性を増すものと考えられる。」と述べられている。このような中で、公益法人制度改革は学術団体にもこれまで以上に公益性を求め、学術振興のために政府との役割分担を求められていると言える。

第 3 期科学技術基本計画では、学術団体の役割として、社会とのコミュニケーション、科学オリンピック、技術者の能力開発、国際競争力のある学術情報発信、海外との人材交流を挙げており、これらを達成するための学術団体の改革を促し、その機能強化のため、競争的かつ重点的な支援を行う、と定めている。

このように、学術団体は 21 世紀の我が国において重要な役割を果たすことが様々な形で表明されているにもかかわらず、6 章で述べるように、我が国の学術団体が現在果たして

いる機能と米英独などのそれとを比較すると大きな隔たりが存在する。欧米先進国では、学術団体が、政府からもマスコミからも産業界からもより大きな期待を寄せられ、そのことに対する支援策も充実しており、また学術団体側もより大きな社会的機能を果たすべく体制を整備し、そして機能している感がある。

今回の公益法人制度改革においては、学術団体は圧倒的多数の非営利法人の中に埋没する可能性が高い。また、公益法人としての維持・活動のための事務量の増大は、本来の活動に振り向けることができる経営資源・人的資源を奪い、その結果これらの基盤が脆弱な我が国の学術団体は、ほとんど立ち行かなくなるおそれがある。この傾向は、弱小ではあるが世界で戦う必要性がある新分野でより顕著となり、ひいては我が国の国益を損なう可能性が高い。

このように、学術団体は21世紀の我が国において科学技術立国という国是の推進において重要な役割を担っているにもかかわらず、その役割に対する社会的認知が不十分であり、その活動に対する支援も不十分である。

以上のことから、産官学の科学者、技術者、教育者のコミュニティーである学術団体を対象とした新たな種類の法人について検討し、様々な支援策を通じて科学技術の研究及びその国際的情報発信という科学技術振興の両輪を強化し、我が国の国益・公益を担うことができる学術団体の育成が喫緊の課題である。また、学術団体自身もその役割の重要性を認識し、それに応じた機能強化策が必要である。そのため、学術団体を支援・強化するための新しい法人制度の創設に向けた検討を早急に開始する必要がある。

6. 海外先進国の学術団体の現状

昨年、米国、ヨーロッパの学術団体を調査した結果が日本学術会議対外報告「学術団体の機能協化のために」に報告されている。米国の大きな学術団体は我が国の学術団体と比較してずっと規模が大きく、特に理工系では、その分野を代表し研究者の大部分を会員とする大きな団体が存在する。調査では、電気電子学会（会員数 369,000 人、職員数 900 人、予算規模約 3 億ドル）、米国内科学会（会員数 119,000 人、職員数 340 人）、米国機械工学会（会員数 125,000 人、職員数 300 人、予算規模約 1 億ドル）などがある。この調査には含まれていないが、米国化学会は、会員数 165,000 人、職員数 1,800 人、予算規模 6 億ドルの巨大組織である。化学系では他に米国化学工学会が独立して存在し、55,000 人ほどの会員があり、これ以外に小さな化学系の学術団体が無いわけではないようであるが、この 2 者に比肩しうるようなものはない。報告書にも書かれている通り、このような規模の大きな学術団体は、多くの独立性の高い内部組織(Division)を有し、巨大化に伴う研究者間の交流の機会の減少を回避しつつ、特定領域固有の課題に対応し、学問の領域の変化と拡大に対応しているケースが多い。ひとつの学術団体が、内部で Division 制をとって、主要学問分野の研究者の大部分をカバーする傾向は、英国、ドイツといったヨーロッパの主要国も同様である。

欧米の主要学術団体で注目すべきは、報告書にもある通り多くの学術団体が学術情報の出版で大きな収益をあげていることである。その筆頭が米国化学会で、ケミカルアブストラクトで過去 100 年に亘る化学関連文献をデータベース化し、世界中の研究者に情報検索ツールを提供することにより 6 億ドルとも言われる米国化学会の収入の大半を賄っている。さらにはケミカルアブストラクトほどではないが、論文誌の出版においても、化学の世界で最も高い評価を得ている Journal of American Chemical Society を筆頭に、数十種の論文誌を刊行し、これまた大きく収益に寄与している。英国化学会や英国物理学会においても、出版事業の収益は、全収入の約 3/4 にあたるとされている。こうしたところでは、常勤の経営者と出版業のプロが業務に当たっている。かつてオープンアクセス論議の中で、一部の学術団体や商業出版社の儲けすぎが批判されたとき、米国化学会の常務理事兼 CEO の Madeleine Jacobs が、自分たちは出版で得た利益を個人のために使っているわけではない。そうした利益が米国化学会をして、教育、普及といった公益活動を可能にしているのであると反論した。学術団体が事業で収益を上げてこそ十分に社会貢献ができるという考えは、欧米の学術団体関係者の共通の認識であろう。

また、欧米の大手の学術団体は、政府への働きかけをその主要な任務としている。米国化学会においては、経営の最高責任者は会長ではなく常務理事である。しからば会長の役割は？と聞くと、如何に政府から化学の領域に沢山お金を取ってくるかだ、という答えが真顔で帰ってくる。事実、米国化学会は 2005 年に 2 人の上院議員とともに「グリーンケミストリー研究促進法案」を議会に上程し 2007 年に下院で可決されている。ワシントンに本部のない米国内科学会や米国機械工学会などは、政府との連絡のためにワシントンに事務所をおいているほど、会員の意向を政策へ反映させることは重要な仕事になっている。

政府との連携は、英国においても同様に学術団体の重要な役割であり、英国化学会も、化学教育、環境政策などで政府に大きな影響力を持っている。一方、政府も分野を代表する学術団体を学術政策立案・実行のパートナーと認識し、学術団体に直接資金を投入し、国際交流や人材育成を委託しているケースもある。欧米では、「沈黙は金」ではなく、それぞれの学問分野の重要性を社会に認識させるには、声を上げ続ける必要があることは当然と受け止められており、その役割を担うひとつが学術団体であると言える。そのためには、学問分野の括りは大きい方が良く、利害が相反しない程度に大括りにする。学術団体を大きくまとめたことによって生じる弊害をカバーするのが Division である。

それに対して我が国は、自ら声をあげなくても行政で何とかしてくれるだろうと考える江戸時代以来の伝統と、学者が徒党を組んで政治に圧力をかけることを潔しとしない風潮があり、ごく一部の分野を除いて、学術団体にそれを期待することはなかった。従って、しっかりとした財政基盤をもつ大きな組織をつくり、そこにロビー活動の専門家を養成しなくてはならないという認識はほとんどない。学術団体は、学問の細分化とともに今日なお、限りなく細分化されていっている。また、政府自身も民間団体である学術団体から意見を求めることを伝統的によしとしなかったことも以上述べた傾向を助長している。

投資家から資金を集め、それにより事業を興す企業と、専門家達が会費を払い、それに

より専門家としての知識と見識で社会に貢献しようとする学術団体はおのずから運営形態が異なるのは当然である。しかし、学術団体の運営のうち、専門的知識に依存しない部分、すなわち、経営、財務、人事などの管理について欧米の学術団体と我が国の学術団体は大きく違っている。欧米の大きな学術団体の運営形態は、中堅以上の規模の株式会社に相似している。株式会社の所有権は株主が、社団法人のそれは会員が持っている。このことは、会社の売上高が資本金を大きく上回っても、学術団体の予算規模に占める会費収入の寄与が僅少になっても変わらないルールである。しかしある程度以上の規模の会社であれば、株主が自ら経営や業務に直接関与することはまれで、通常は有能な経営者に経営をまかせ、有能な経営者は、優れた管理者、熟練した技術者、有能な営業マンを確保して株主の負託に応える。経営者の評価は、株主への配当の多寡もしくは会社の資産価値の増減で決まる。欧米の大きな学術団体でも、経営は、理事会もしくは総会で承認された常勤の経営者がこれにあたる。大きな学術団体になる程、会員が直接運営に関与する余地は小さくなっていく。会社と学術団体の唯一の違いは、会社では株主が出資に対する配当という現金収入で見返りを得るのに対して、学術団体では、会員は学術の振興と会員の社会的な地位の向上という形で会費の見返りを得ることである。学術団体においても、成果のあげられない経営者が長くその地位を維持できないことには変わりはない。米国には、公益法人の管理者というキャリアパスが存在し、小さな公益法人で経験と実績を積みながら、徐々に重要なポストに移っていく。

しかし、我が国の学術団体では、かなり大きな学術団体でも、常勤の経営者に経営をまかせるといふ姿勢はなく、その経営形態は零細な家内工業、もしくは同族会社に近い。ここでは、経営能力の有無に拘わらず有力株主が順番に経営を担当し、他の株主も運営に直接関与してくる。しかし、そのような形態を保ったまま大企業に発展してゆくことはできない。体質の切り替えができないで、零細企業から脱却できないでいるのが我が国の大手と言われる学術団体の現状ではないだろうか。これが、欧米のような学術団体の集約が進まないもうひとつの理由である。

すなわち欧米では、それぞれの学問分野で大きくまとまる必要性が認識されており、かつ巨大な学術団体を運営する方法論も存在しているのに対し、我が国では、統合に向けたインセンティブも弱く、かつ巨大な学術団体を運営した経験もないというのが実情である。

欧米諸国の国による状況の違いは、今後の調査を待たなければならないが、米英独では各分野に中核となる学会をもち、大きな政治力を有している。フランス、イタリアなどは、一般に学会の会員数が少なく、その影響力は限定的である。出版では英語を母国語とする米国、英国がリードしているが、ドイツも、ある分野では商業出版社と提携して、ヨーロッパ連合を作って対抗している。

7. 我が国の学術団体の状況

昨年アンケート調査では、日本学術会議に所属する協力学術研究団体の規模、活動内

8. 日本学術会議の役割

2章において述べたように、学術団体は我が国の学術・科学技術の推進に大きな役割を果たしており、その衰退は科学技術立国を目指す我が国にとって国家的重大事である。日本学術会議は、公益機能を担っているこれらの学術団体と協力しつつ、その発展を支援する必要がある。

そのためには、先ず新公益法人制度下で学術団体が活動できるよう、ソフトウェアなどの開発による諸手続きのマニュアル化や人的資源の供給による事務事業の支援、財政基盤が脆弱である学術団体の活動拠点となる施設の整備・貸出、などの施策を行政に働きかける必要がある。

一方、学術団体に対しては、欧米に比べてあまりに小規模な学会が林立していることにより、会員に多重の会費負担をかけながら、個々の学会の財政基盤や事務局は脆弱で、社会に対して専門家集団として必ずしも十分な影響力を行使できていないことに鑑みて、学術団体の連携・統合により、社会の負託に応えられる体制の構築を指導する必要がある。これは、海外に向けた学術情報の発信力を高める上でも必要である。

我が国では、学会と称しているものの、中身は学術団体とは程遠い活動をしている団体も見受けられる。このことから、公益法人認定に当たっては、学術団体の実態を正確に把握する必要がある。日本学術会議は、厳正な審査によって日本学術会議協力学術研究団体の指定を行っている。日本学術会議は、これらの団体の情報提供を行うことができるので、公益法人認定作業に是非活用していただきたいと考えている。そのためには、情報は新鮮でなければならず、協力学術研究団体に関するデータを定期的に更新する必要がある。

日本学術会議は、学術団体が公益性を発揮しつつ生き生きと活動できるよう、学術団体を対象とする新たな法人制度について検討し、その結果を公表し、実現に向けて努力しなければならない。

9 まとめと提言

我が国の学術団体は、欧米諸国の大手出版社による学術誌出版の寡占化、米国・英国を中心とする欧米諸国と比較して一般に学会規模が小さいこと、財政基盤が脆弱なこと、学会運営のプロフェッショナルが少ないこと、などによって厳しい状況下にある。我が国では、連携あるいは統合を進めることにより強い学術団体群をつくり、これらが協力して学術誌出版のためのコンソーシアムを準備して世界で戦える情報発信機能を強化する努力が必要である。行政は、個々の学術団体に対して支援するというよりも、戦略的観点からむしろこのような国際的情報発信機能強化策に対して支援を行うべきである。

今回の公益法人制度改革においては、学術団体は圧倒的多数の非営利法人の中に埋没する可能性が高い。また、公益法人としての維持・活動のための事務量の増大は、本来の活

動に振り向けることができる経営資源・人的資源を奪い、その結果、これらの基盤が脆弱な我が国の学術団体は、さらに弱体化するおそれがある。

産官学の科学者、技術者、教育者のコミュニティーである学術団体を対象とした新たな種類の法人について検討し、様々な支援策を通じて科学技術の研究及びその国際的情報発信という科学技術振興の両輪を強化し、我が国の国益・公益を担うことができる学術団体の育成が喫緊の課題である。また、学術団体自身もその役割の重要性を認識し、それに応じた機能強化策が必要である。そのため、学術団体を支援・強化するための新しい法人制度の創設に向けた検討を早急に開始する必要がある。

日本学術会議は、科学技術発展の国家的役割を担っている学術団体が健全に発展できるよう、様々な日本学術会議との協力関係や行政としての学術団体に対する支援策のあり方について検討しなければならない。また、公益法人認定作業に当たっては、日本学術会議に登録されている日本学術会議協力学術研究団体の情報についてこれらの団体の同意を得た上で提供する用意がある。

以上を踏まえて以下のような提言を行う。

提言1：公益法人制度改革に関して

公益認定作業に当たっては、以下の点が考慮されるべきである。

- ・学術団体が、厳正な査読体制による選考に基づいて純粋に学術的なジャーナルを刊行し、かつ刊行後一定期間経過後に非会員からもアクセスできる措置をとる場合には、当該ジャーナル刊行事業を公益目的事業とする。
- ・学術団体が、技能や技術などで一定の水準に達している申請者に資格付与を行う際に、当該資格付与の基準を公開して当該資格付与の機会を一般に開放するために過去に出題された資格付与試験問題などを記載した書籍刊行を行う場合には、当該書籍刊行事業を公益目的事業とする。
- ・学術団体が、社会的に重大な災害や事故などが発生した場合に専門家を派遣して調査活動を行い、その原因解明や防止策などを検討・公表する場合、これらの調査活動を公益目的事業とする。
- ・学術団体が、人材育成を目的として研究会や大会、シンポジウム、セミナーなどを行い、かつ一定のセッションについて非会員にも広く開放されている場合、当該研究会等開催を公益目的事業とする。
- ・理事会とは独立に会員の互選によって選ばれた一定の社員（例えば代議員）により社員総会を構成することができるものとする。

提言2：学術団体の機能強化について

学術団体は、連携あるいは統合を進めることにより強い学術団体群をつくり、これらが協力して国際的情報発信機能などの強化を目指すべきである。

また、行政は、個々の学術団体に対して支援するというよりも、戦略的観点からむ

しろ国際的情報発信機能強化策に対して支援を行うべきである。

提言 3：日本学術会議の果たすべき役割について

日本学術会議は、科学技術発展の国家的役割を担っている学術団体が健全に発展できるよう、様々な日本学術会議との協力関係や行政としての学術団体に対する支援策のあり方について検討しなければならない。

また、純粋な学術的な活動を行う学術団体については、これらの団体と協力して将来的に「学術法人」として、他の団体とは区別して法人認定を行うことができるようにするために、その具体的検討を行うべきである。

この他、日本学術会議は、公益法人認定作業に当たって、日本学術会議に登録されている日本学術会議協力学術研究団体の情報について、これらの団体の同意を得た上で提供すべきである。

文献：

対外報告「学協会の機能強化のために」、日本学術会議 科学者委員会 学協会の機能強化
検討等分科会、2007.6.

※ なお、今後とも各学術団体におかれては、新公益法人制度に関する情報（以下のサ
イトから入手可能）や日本学術会議から発信する情報について注視いただきたい。
（公益認定等委員会HP <http://www.cao.go.jp/picc/index.html>）

2008.2.18

公益法人に関するアンケート回答のお願い

日本学術会議協力学術研究団体御中

日本学術会議 学協会の公益機能検討等小分科会

委員長 浅島誠

現在、内閣府に置かれた公益認定等委員会では、公益認定のためのガイドラインの策定が急ピッチで進んでいます。その中で、何が公益目的事業に該当するかについて検討がなされています。公益法人認定法では、協力学術研究団体に関係が深い事業として、学術及び科学技術の振興を目的とする事業、が挙げられています。また、この事業の中で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものの事業区分の例として、研究開発、調査、検査検定・資格付与、表彰、競技会（スポーツ、文化）、研修・人材育成、展示会、常設展示、施設貸与、助成等、が明示的に挙げられています。

このような中で、学術誌の発行や学術大会など学術団体活動の基礎となる事業が公益目的事業に認定されない事態となりますと、公益目的事業比率（50/100 以上）や遊休財産の上限といった公益法人認定の遵守事項をクリアすることは困難になります。このような学術団体の公益性そのものに関する事項の他に、定款、総会の開催、税制、事務サポート体制、など学術団体の運営の在り方に関する事項も多く、学術団体にとって関心事です。

前年のアンケートでは、学術協力団体の現況を把握することを主要な目的としましたが、今回のアンケートは具体的に公益法人改革について学術協力団体のお考え・要望などを伺うもので、公益認定等委員会への意見・要望等を取りまとめる資料といたします。

上記のような趣旨に鑑み、本アンケートにご協力下さるようお願い致します。回答は、短期間で恐縮ですが、2月28日（木）までに下記宛にお送り下さい。なお、個々の学術協力団体のアンケート結果については、外部へ公表することはありません。また、取りまとめた結果等については、日本学術会議 HP にて公表する予定としています。

本件担当：

日本学術会議事務局企画課総括係

Tel：03-3403-1250

Fax：03-3403-1260

E-mail：p221@scj.go.jp

なお、以下のサイトに行政改革推進本部事務局が作成した「公益法人制度改革の概要」（パンフレット）が掲載されていますのでご参照下さい。

http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koueki/index_pamphlet.html

アンケート回答様式

貴学協会名：

会 員 数：個人会員（ ）名、 団体会員（ ）団体

事務職員数：専任職員数（ ）名、 パートタイムの事務職員（ ）名

1. 貴学協会の形態について

現在は以下のどの形態ですか。 (1) () (2) ()

(1) 1.任意団体 2.中間法人 3.社団法人 4.財団法人

5.特定非営利活動法人（NPO 法人） 6.その他（ ）

(2) 特定公益増進法人の認定 1.有 2.無

将来以下のどの形態を目指すお積りですか。 ()

1.任意団体 2.一般社団・財団法人 3.公益社団・財団法人

4.特定非営利活動法人（NPO 法人） 5.その他（ ） 6.未定

2. 学術団体の公益性をどのようにお考えですか。

3. 貴学協会の事業の中で公益目的事業として認めてもらいたい事業があれば挙げてください。

4. 公益社団・財団法人の認定を申請する上で貴学協会の問題点があれば、挙げてください。

5. 貴学協会の年間の会計について、年間事業支出額（収益事業支出額を除く）に対する、翌年度繰越金及び各種積立金残額の合計額の比率について、御記入ください。（概数でかまいません。決算ベース）

年間事業支出額（収益事業支出額を除く）に、

(1) 学術大会及び学術誌に関する経費を入れた場合と、

(2) 入れない場合

の2通りについて御記入ください。

〔(翌年度繰越金) + (各種積立金残額)〕

／年間事業支出額（収益事業支出額を除く） × 100

(1) () %

(2) () %

ご協力ありがとうございました。

現在の形態と将来目指す形態

		将来目指す形態														計
		1	2	3	4	5	6	2→3	1or2	1or3	1or4	2or3	2or4	3or4	無回答	
		任意団体	一般社団・ 財団法人	公益社団・ 財団法人	NPO法人	その他	未定	一般 →公益	任意 or 一般	任意 or 公益	任意 or NPO	一般 or 公益	一般 or NPO	公益 or NPO		
現在の 形態	1 任意団体	54	8	31	12		126	2	1	1	1	2	1	1	4	244
	2 中間法人		3	10												13
	3 社団法人		2	83			9					1			1	96
	4 財団法人			6			2									8
	5 NPO法人		1	1			5									7
	6 その他						4									4
	無回答														2	2
	計	54	14	131	12	0	146	2	1	1	1	3	1	1	7	374

(参考) 特定公益増人法人の認定を受けているのは、1法人のみ(現在: 社団、将来公益社団・財団法人)

※ 一般: 一般社団・財団法人
 公益: 公益社団・財団法人
 NPO: NPO法人

公益認定等ガイドライン案に関する意見及び回答

以下は、内閣府公益認定等委員会事務局が実施した公益認定等ガイドラインについてのパブリックコメントに対して、浅島・池田両名で提出した意見と、当該意見に対応する回答（内閣府公益認定等委員会ホームページに掲載された回答の全体版又はFAQから関係部分を引用）である。

2008. 3. 25

公益認定等に関する運用について（ガイドライン）案に関する意見等

日本学術会議 浅島 誠
池田 駿介

以下の意見等を提出いたしますので、回答をお願いします。

1. 参考（公益目的事業チェックポイント）について
 - (3) 講座、セミナー、育成
 - (7) 技術開発、研究開発
 - (14) 表彰、コンクール

〔意見〕

以下に述べる学術集会や学術誌の出版が「公益認定等ガイドライン」チェックポイントBにおいて公益目的事業としてどのように位置づけられているのか、回答をお願いしたい。また、認定者により判断にばらつきが生じ、ほとんど同一の事業内容で、一方は公益性が認められ、他方に認められないという事態が生じないことを担保していただきたい。

〔理由〕

学協会の主要な任務は、専門的立場から調査・研究開発を行うとともに、研究者（技術者含む）によって成し遂げられた、これまで未知であった科学的成果を同業の専門家によって審査し、それが公開できるかどうかを見定めることである。そのためには、学術集会等において口頭発表して討議を行い、その結果によって学術誌に投稿して審査し、公開というプロセスを経ることが世界的な約束、標準である。このように、学術集会開催や学術誌の出版は、学協会の最も重要な機能であり、正

に学協会が担う公益事業であるため。また、このことにより、研究開発や人材育成を行っているため。

〔回 答〕 パブコメ回答 別添3－No.41

別添「事業区分ごとの事業名の例」の「講座、セミナー、育成」の欄に「学術集会」及び「学術講演会」を追加します。

また、公益目的事業の判断について、国、各都道府県を通じて整合性をもって判断できるようにチェックポイントを作成したところです。

2. 参考（公益目的事業チェックポイント）について

（6）調査、資料収集

〔意 見〕

以下の出版事業について、「公益認定等ガイドライン」チェックポイントBにおいて公益目的事業としてどのように位置づけられているのか、回答をお願いしたい。

〔理 由〕

実務を有する工学や医学などの分野の学協会では、規格制定・ガイドライン・仕方書などの刊行、によって標準化活動を行っている。これらは、一般技術者などによって設計などの実務において使用され、社会に対して多大な貢献をしている。また、一般市民向けにも書籍の出版、学協会HP、などにより啓発活動を行っている。これらは、専門家がこれまでの研究・調査結果を基に執筆し、編集委員会の審査などを経て出版されるものであり、学術の成果を社会に還元するための学協会の重要な仕事であり、一般の出版業とは異なるものである。

〔回 答〕 パブコメ回答 別添3－No.103

（意見「〇〇事業は別表〇号に該当すると考えてよいか。」に対して）

その他の非営利法人公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、認定法別表第1号～第22号までのいずれかに含まれるよう包括的に定められていると考えられますが、事業を通じて、別表各号のどのような公益目的を実現するのかを説明いただく必要があります。

併せて、FAQの問Ⅷ－1－①及び②をご参照ください。

3. 参考（公益目的事業チェックポイント）について

（2）資格付与

（6）調査、資料収集

〔意見〕

学協会が、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、技能や技術などに関する試験を行い、一定の水準に達している申請者に対して資格付与を行うことがある。その際、当該資格付与の基準を公開するとともに当該資格付与の機会を一般に開放するために過去に出題された資格付与試験問題などを記載した書籍刊行を行う場合には、公益目的事業として認めて頂きたい。

〔理由〕

これを公益事業として認めて頂けないと、当該資格付与の基準について学協会ホームページなどで抽象的に公開するに留まることになる。

〔回答〕 パブコメ回答 別添3－No.103

（意見「〇〇事業は別表〇号に該当すると考えてよいか。」に対して）

その他の非営利法人公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、認定法別表第1号～第22号までのいずれかに含まれるよう包括的に定められていると考えられますが、事業を通じて、別表各号のどのような公益目的を実現するのかを説明いただく必要があります。

併せて、FAQの問Ⅷ－1－①及び②をご参照ください。

4. 参考（公益目的事業チェックポイント）について

（6）調査、資料収集

〔意見〕

学協会では、社会的に重大な災害や事故などが発生した場合に専門家を派遣して調査活動を行い、その原因解明や防止策などを検討し、公表している。これらについて公益目的事業として認めて頂きたい。

〔理由〕

社会に対する専門家としての説明を行う行為であるため。

〔回答〕 パブコメ回答 別添3－No.102

個別事業が公益目的事業か否かの判断については、FAQの問Ⅷ－1－①をご参照ください。

併せて、「公益目的事業のチェックポイントについて」第2. 1 (6) 調査、資料収集及びFAQの問Ⅸ-②をご参照ください。

5. 参考（公益目的事業チェックポイント）について

(6) 調査、資料収集

〔意見〕

学協会が厳正な査読体制による選考に基づいて純粋に学術的なジャーナルを刊行する場合には、当該ジャーナル刊行事業を公益目的事業として認めて頂きたい。

〔理由〕

査読システムを有する論文誌の刊行は、個々の研究者の内容が、公開に値するものであるかを厳密に審査し、不正確な科学・技術情報の流布を防止する意味で学問の健全な発展に不可欠である。こうした事業は、無条件に公益性が認められるべきであり、この事業を通じて学協会の研究成果を広く一般に周知するため。

〔回答〕 Q&A 問Ⅸ-2

- 1 公益目的事業であるためには「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」である必要があります。したがって、発行物が、何らかの公益目的事業についての情報を普及するための手段として発行されるものであれば、当該発行も当該公益目的事業の一環と整理することが可能です。
- 2 本体の公益目的事業には調査など様々なものがありますが、例えば、調査の場合であれば、「公益目的事業のチェックポイント」の第2の1の「(6) 調査、資料収集」をご参照ください。
- 3 また、例えば、学会誌の発行の場合には、論文の選考という事業が本体事業で、選考した論文を普及する発行が密接不可分になっている場合、この論文の選考が公益目的事業か否かという点をチェックすることとなります。これについては、優れたものを選考する際に適用する「(14) 表彰、コンクール」をご参照ください。

(補足1) 公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

(補足2) 発行物によって広く情報が普及されることが望ましいが、その分野を専攻する研究者の大半で構成される法人における学会誌の発行が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、配布が社員に限定されていても、上記1の「普及」に当たるものと考えられる。

6. 参考（公益目的事業チェックポイント）について

（3）講座、セミナー、育成

〔意見〕

学協会が人材育成を目的として研究会や大会、シンポジウム、セミナーなどを行い、かつ一定のセッションについて学協会の会員以外にも広く開放され、一定以上の非会員が参加した場合には（例えば、全参加者の2割以上）、当該研究会開催を公益目的事業として認めて頂きたい。

〔理由〕

得られた専門的成果を広く社会に還元するとともに、人材育成を行うため。

〔回答〕 パブコメ 別添3 - No.103、別添2 - No.56

- ・（意見「〇〇事業は別表〇号に該当すると考えてよいか。」に対して）

その他の非営利法人公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、認定法別表第1号～第22号までのいずれかに含まれるよう包括的に定められていると考えられますが、事業を通じて、別表各号のどのような公益目的を実現するのかを説明いただく必要があります。

併せて、FAQの問Ⅷ-1-①及び②をご参照ください。

- ・（意見「受益の機会が一般に開かれていると判断するための、一定の数値的な基準を示されたい。」に対して）

その他受益の機会が一般に開かれているかについては、ご指摘のような数値的基準にはなじまないことをご理解願います。

7. 公益法人認定法第5条等について

5. 認定法第5条第6号、第14条関係〈公益目的事業の収入〉

（3）収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合

〔意見〕

学協会が行う収益事業による収益の全てを公益目的事業財産に組み入れた場合、法人税は非課税になるのかお教えいただきたい。

〔理由〕

質問事項です。

〔回答〕 ※税制に関するものにつき、なし

8. チェックポイントBにおける「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」

〔意見〕

チェックポイント B における「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の、“不特定かつ多数”は、国内のみならず、海外も含むと解釈されるが、それでよいか。その場合、海外との交流事業、国際研究集会なども公益目的事業として認めて頂きたい。

〔理由〕

認めていただけないと、学協会の国際活動に重大な支障をきたすため。さらに、国際活動によって得られる知見を学術活動において生かし、その成果を国内での研究集会や学術誌の出版を通じて広く社会に還元するため。

〔回答〕 パブコメ回答 別添 3 - No.88

別表に位置づけられているように、国際交流は公益目的事業とされる蓋然性が高いと考えます。ただし、国際交流の利益を受ける者が国の内外を問わず、特定者に限定される場合には公益目的事業とはならないので注意が必要です。

9. 参考（公益目的事業チェックポイント）について

(13) 助成

(14) 表彰、コンクール

〔意見〕

以下のような助成・表彰も学術団体が行う公益目的事業として認めて頂きたい。

〔理由〕

学協会が行う助成・表彰では、研究、教育・人材育成、その分野の発展に関する貢献、文化に対する貢献、などについて、一般に会員（社員）を対象として研究助成や賞を授与する。会員を対象とはするものの、その選定は専門家の高度な審査によるものであり、その価値を広く社会に知らしめることになり、結果として不特定多数の利益の増進に寄与するため。

〔回答〕 パブコメ回答 別添 3 - No.103

（意見「〇〇事業は別表〇号に該当すると考えてよいか。」に対して）

その他の非営利法人公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、認定法別表第1号～第22号までのいずれかに含まれるよう包括的に定められていると考えられますが、事業を通じて、別表各号のどのような公益目的を実現するのかを説明いただく必要があります。

併せて、FAQの問Ⅷ-1-①及び②をご参照ください。

10. 公益法人認定法第5条等について

7. 認定法第5条第8号、第15条関係〈公益目的事業比率〉

(4) 特定費用準備資金

〔意見〕

特定費用準備資金として、学協会が行う周年事業（例えば20周年、50周年など）や国際会議開催のための積み立ても含んでいただきたい。

また、ガイドラインには特定費用準備金について「繰越金、予備費等、将来の単なる備えとして積み立てる場合は本要件を満たさない」とあるが、大規模な国際会議を主催するような場合には、テロ、ストライキなどの不可抗力により多大の損害を被る恐れがあり、相当の資金の余裕が必要であり、このような資金について、その事業のための特定費用準備資金の中に盛り込むことは可能か。

〔理由〕

このような積み立てが認められないと、国際交流分野でわが国の学会活動が大きく制約される恐れがあるため。

〔回答〕 パブコメ回答 別添1-No.85

周年記念事業や国際会議開催のための積立ては、目的、時期が具体的であるなど要件に合致するものは特定費用準備資金の対象とすることができます。

大規模な国際会議における危機管理のための備えについては、経験則、類例等に基づいて合理的に見積もり、特定費用準備資金の積立てに加算することは可能です。

11. 公益法人認定法第5条等について

5. 認定法第5条第6号、第14条関係〈公益目的事業の収入〉

(1) 判定方法

(4) 剰余金の扱いその他

〔意見〕

収支相償の判定で、第一段階では事業区分ごとに評価するとされているが、ある公益事業で得た利益を他の公益事業に利用することは認められるのか。

公益目的事業を、「事業の目的や実施の態様等から関連する事業もまとめたものを一くくりとし、当該事業に関連付けられた収入と費用とを比較する」とあるが、どの程度までならば一くくりとできるのか。具体的な目安又は例示が必要ではないか。

また、ある年度の公益事業で得られた利益を繰り越して、別の年度の公益事業に充てることは可能なのかをお教えいただきたい。

〔理由〕

もしこれらが認められないと、学協会の公益活動が著しく制限されるため。

〔回答〕 パブコメ回答 別添1-No.40

第一段階の事業とは、公益目的事業のチェックポイントにおける事業の単位と同じ考え方で、法人において関連ある事業はまとめていただくことで結構です。その旨ガイドライン（案）で明確化します。また事業をまとめる際の考え方についてはFAQの問V-2-①をご参照ください。

収支相償の第二段階において生じる剰余金については、公益目的事業に係る特定費用準備資金や公益目的保有財産となる実物資産の取得又は改良に充てるための資金への繰入れという中長期の計画に基づく使用や翌年度の事業の拡大等に充てることができます。

12. 公益法人認定法第5条等について

8. 認定法第5条第9号、第16条関係〈遊休財産額の保有の制限〉

〔意見〕

新制度では次年度の事業のために収められた会費（前受会費）は、保有資産にカウントされるのかどうかをお教えいただきたい。

〔理由〕

留保金を総事業活動支出の30%以下にするという指導監督基準があり、前受け会費や参加費などの前受金は、留保金に含まれていたため、本当の意味での留保金を著しく圧縮せざるを得ないというおかしなことが起こっていた。今回の法改正で、前受会費の扱いを明確にして欲しい。前受会費は、会費納入の時期と決算時期との関係で見かけ上大きくなるケースがあるが、基本的には年度内に使いきるもので、保有資産と見なされるべきものではないと考えるため。

〔回 答〕 パブコメ回答 別添1 -No.135

前受会費が現預金に計上されていても、遊休財産額は資産から負債を控除して計算しますので、遊休財産額には含まれません。

13. 公益法人認定法第5条等について

12. 認定法第5条第14号イ関係〈社員の資格得失に関する条件〉

〔意 見〕

理事会とは独立に選ばれた一定の社員（例えば代議員）によって総会を構成することを認めて頂きたい。

〔理 由〕

大きな学協会は、総会の定足数を総社員（総会員）の半数以上とすることは非常に困難であり、実質上総会が成立しない可能性が高いため。

〔回 答〕 FAQ 問IV-3-(1)-①

- 1 特例社団法人が移行の認定・認可を受けて公益社団法人又は一般社団法人になるためには、その定款の変更の案の内容が、一般社団・財団法人法等の規定に適合するものでなければなりません（整備法第117条第1号）。社員の資格に関しては、定款に「社員の資格の得喪に関する規定」を定めなければならないこととされています（一般社団・財団法人法第11条第1項第5号）が、その具体的な定め方についての制約は特に規定されていないため、一般法人法の諸規定の趣旨に反しない限り、一般社団法人の自治に委ねられていると考えられます。
- 2 一般社団・財団法人法の諸規定に反すると評価されるか否かは、個別具体的な事例ごとに判断されることとなります。例えば、特例社団法人が一般社団法人に移行するに際し、殊更に従来の「社員」の範囲を大幅に狭めることにより、民法法人のときに社員としての資格を有していた構成員の大半から「社員」の資格を奪った上、事実上、一般社団・財団法人法において「社員」に保障されている各種の権利を行使することができる者の範囲を極めて限定したものとすると評価される場合には、一般社団・財団法人法が一般社団法人の適正な運営のために社員に各種の権利（社員総会の議決権、理事の違法行為の差止め請求権等）を保障した趣旨に反するものに該当し、したがって、当該定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法の規定に適合するものといえないと判断されることもあり得ます。
- 3 したがって、特例社団法人が公益社団法人又は一般社団法人に移行するに際し、

従来から社員の地位を有している者の中から会費を支払う者として「会員」という資格を設けた上、その資格を有する者（会員）の中から一般社団・財団法人法上の「社員」を定めるという規定を定款に設けることにより、従来の「社員」の範囲を変更し、移行に伴い「社員」となる者の範囲が大幅に狭まることとなるような場合には、一般社団・財団法人法の諸規定の趣旨に反するものと評価されることのないように留意する必要があります。一方、たとえば次のような規定が設けられている場合には、当該定款の変更の案の内容は、上記の意味において、一般社団・財団法人法等の諸規定（公益法人認定法第5条第14号イ）の趣旨に反するとはいえないと考えられます。

- ①「社員」（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定められていること。
 - ②各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること。
 - ③「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること。
 - ④選出された「社員」（代議員）が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴え等法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること。
 - ⑤会員に「社員」と同等の情報開示請求権を付与すること。
- 4 なお上記の考え方に沿って、会員のうち一定の者（代議員）を社員とする定款の定めをおく公益社団法人においては、会員が支払う会費収入をどのような考え方で公益目的事業財産に組み入れるのかが問題となりえます。この場合において、代議員以外の会員が支払う会費を代議員が支払う会費と分けて考える理由がないことから、代議員が支払う会費と同様に、徴収にあたり目的を定めなければ半分が公益目的事業財産となり、目的を定めればそれに従うということになります。

14. ガイドラインには該当部分なし

〔意見〕

公益又は一般の社団・財団法人に移行できないものについて、今後任意団体として存続できるかどうかお教え頂きたい。

〔理由〕

小さな学会では人的資源が乏しく、公益又は一般の社団・財団法人としての運営が困難であるため。

〔回 答〕FAQ 問I-1-⑤

- 1 非営利部門の任意団体が、そのまま任意団体として活動を続けるか、一般社団・財団法人となって法人格を取得するかどうか、一般社団法人が公益認定を受け公益社団・財団法人となるかどうかは、当該団体の判断に任されています。
- 2 団体が将来どのような活動を行っていくことになるのか、そのためにもっともふさわしい形態は何かを慎重に検討の上、団体の将来の在り方を決定してください。

15. ガイドラインには該当部分なし

〔意 見〕

与党税制大綱では、「非営利性が徹底された法人」という中二階的なカテゴリーが設けられ、原則非課税、収益事業のみ課税となっているが、このような措置は維持されるのかお教え頂きたい。

〔理 由〕

質問事項です。

〔回 答〕※税制に関するものにつき、なし

(3月26日提出分)

1. 参考(公益目的事業チェックポイント)について

(6) 調査、資料収集

〔意 見〕

学協会が厳正な査読体制による選考に基づいて純粋に学術的なジャーナルを刊行し、かつ一定の年限(例えば、刊行後一定期間経過後)を経た後に、学協会などのホームページ上で非会員からもアクセスできるようにした場合には、当該ジャーナル刊行事業を公益事業として認めて頂きたい。

〔理 由〕

この事業を通して、学協会の研究成果を広く一般に開放するため。

〔回 答〕FAQ 問IX-2

- 1 公益目的事業であるためには「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するも

の」である必要があります。したがって、発行物が、何らかの公益目的事業についての情報を普及するための手段として発行されるものであれば、当該発行も当該公益目的事業の一環と整理することが可能です。

- 2 本体の公益目的事業には調査など様々なものがありますが、例えば、調査の場合であれば、「公益目的事業のチェックポイント」の第2の1の「(6) 調査、資料収集」をご参照ください。
- 3 また、例えば、学会誌の発行の場合には、論文の選考という事業が本体事業で、選考した論文を普及する発行が密接不可分になっている場合、この論文の選考が公益目的事業か否かという点をチェックすることとなります。これについては、優れたものを選考する際に適用する「(14) 表彰、コンクール」をご参照ください。

(補足1) 公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

(補足2) 発行物によって広く情報が普及されることが望ましいが、その分野を専攻する研究者の大半で構成される法人における学会誌の発行が学術の振興に直接貢献すると考えられる場合、配布が社員に限定されていても、上記1の「普及」に当たるものと考えられる。